

山形県エシカルフェスタ事業業務委託 企画提案公募要領

1 目的

この要領は、山形県エシカルフェスタ事業業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務に関する事項

- (1) 業務名
山形県エシカルフェスタ事業業務委託
- (2) 業務内容
別添1「山形県エシカルフェスタ事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで
- (4) 提案上限額
1,722,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

4 応募に関する事項

- (1) 応募資格
応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
 - ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ⑤ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

- ⑦ 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- ⑧ 上記①から⑦までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記①から⑦までを満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（山形県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとし、再委託事業者の概要を発注者に提出すること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ⑥ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき
- ⑦ 下記7のプレゼンテーションに参加しなかったとき

5 提出書類及び提出方法等

以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
- ② 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部
- ③ 企画提案書（様式第3号）：5部
- ④ 様式第3号に添付する企画提案書：5部
- ⑤ 事業者概要書（様式第6号）※

※再委託事業者が参加する場合のみ事業者ごとに作成して提出すること。

<添付書類>

（様式第1号関係）

- ア 会社概要等がわかるパンフレット等 1部
法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書又はこれに類する書類
- イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。次の(ア)及び(イ)各1部
 - (ア) 山形県税
山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。）
 - (イ) 消費税及び地方消費税
消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。

※1 イの書類については、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※2 ア～イに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

(2) 書類の提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）、事業者概要書

(様式第6号)

令和6年5月15日(水)午後5時

② 企画提案書(様式第3号)

令和6年5月24日(金)午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとし、以下の事項について記載すること。

① 「仕様書」に定める「5 事業内容」に基づく企画の内容

② 業務の実施体制(業務責任者、業務担当者、連携体制等)

③ 業務の実施スケジュール(業務の全工程を記載すること)

④ 事業経費見積書(基本仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書(様式第5号)を添付すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。)

⑤ これまでの業務実績(類似業務の実績がある場合は、官民を問わず、これまで実施した代表的な事業がわかる資料を添付すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること)

(6) その他

・提案は1事業者につき、1提案とする。

・提案は全て企画提案書に記載すること。

・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。

・企画提案書はA4判(片面印刷)の30頁以内(表紙を含む)とし、ダブルクリップで綴じること。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。白黒、カラーは問わない。

・企画提案書は、紙ベースとPDF形式(CD-R等に於て)の両方を提出すること。

6 企画提案作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「山形県エシカルフェスタ事業業務委託に係る質問書(様式第4号)」により行うこと。

(2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「山形県エシカルフェスタ事業への問合せ」として、「10 担当部局」あてに送信すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問書の受付期間

令和6年5月10日(金)午後5時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課ホームページ上、公募要領掲載ページに掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 審査・選定方法及び評価基準

(1) 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託候補者を選定するため、次のとおり審査委員会を開催する。

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち、各委員の審査における最高点の提案者が一致する場合、当該提案者を最優秀提案者として選定する。各委員の審査における最高点の提案者が一致しない場合及び同点の提案者がいる場合は、委員間の協議により最優秀提案者を選定する。提案者が1者のみである場合も同様の審査を行う。

提案者がいない場合には、一旦企画提案公募の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位6者を選定する。

(2) 企画提案者によるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。
- ② 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約20分、委員との質疑応答約10分とする。
- ③ 事前に提出された企画提案書のほか、別途パワーポイント等により作成した資料にてプレゼンテーションを行うことを妨げないが、企画提案書を踏まえた内容とすること。

(3) 評価基準

【審査項目及び審査の視点】

審査項目及び配点	審査の視点
講師の手配 【40点】	・テーマに沿った講師の提案及び手配が可能か。 ・エシカル消費の認知度向上が期待できる内容となっているか。
各種媒体を活用した 広報 【40点】	・県民のエシカル消費への理解を深め、主体的な取組みを促す情報発信の内容となっているか。 ・全ての世代に向け有効な広報媒体が選択されているか（情報誌、SNS等）。 ・独自の提案があり、工夫が見られるか。
業務遂行の実現性 【20点】	・事業者は過去5年以内に同種又は類似事業の実績を有しているか。 ・担当者が適切に配置されるなど、事業を実施する体制が整っているか。 ・無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 ・費用の内訳や積算根拠が明確に示され、基本仕様書の内容に基づき積算されているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、各企画提案者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には、応じない。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 5月下旬（参加申込の受領後、別途通知する）
- (2) 審査結果の通知 6月上旬
- (3) 契約締結 6月下旬（別途通知する）

9 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。

- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。

10 担当部局

山形県防災くらし安心部消費・地域安全課

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階

電話：023-630-3239

FAX：023-625-8186

E-mail: yshohise#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」マークに変えた上で、送信してください。